

ご注意ください

「国民健康保険限度額適用認定証」又は 「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」 の発行を申請される方へ

「国民健康保険限度額適用認定証」などは、この保険証を医療機関に提示すれば、医療機関での1カ月の支払いが高額療養費の限度額までとなります。

ただし、次のものなどは高額療養費の支給対象外で全額自己負担となります。

- ・ 保険適用外の診療
（美容整形、視力矯正（レーシック）、歯列矯正及び高額な保険適用外の診療など）
- ・ 保険がきかない差額ベッド料
- ・ 診断書などの文書料
- ・ 入院時の食事代や病院指定の寝巻 など

その他、医療機関での医療費の支払いについては、事前に診療を受ける医療機関にご確認ください。

逗子市福祉部国保健康課